

[事案 2020-38] 新契約無効請求

・令和2年11月26日 和解成立

<事案の概要>

確定拠出年金であると誤信して個人年金保険に加入したことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成29年4月に契約した個人年金保険について、以下の理由により、契約を無効にして、既払込保険料を返してほしい。これが認められない場合は、確定拠出年金に加入することで受けられた控除相当額を損害賠償してほしい。

- (1) 確定拠出年金の説明と契約を望んでいたが、募集人が本契約の商品説明をする等不適切な説明を行った結果、本契約を確定拠出年金であると誤信した。
- (2) 募集人から、確定拠出年金のパンフレットと本契約のパンフレットを一緒に見せられ、これらが別の商品であることは一切説明を受けなかった。
- (3) 募集人の上司と募集人が不適切な説明を認めた書面がある。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集資料には生命保険の記載があることから、確定拠出年金と誤認することはない。
- (2) 申立人に、確定拠出年金について記載されたパンフレットを使用し、一般的な確定拠出年金の説明はしたものの、当該パンフレットは募集人が個人的に取り寄せたもので、お渡しできないと説明し、「生命保険の話もさせて頂きたい。」と断りを入れ、本契約の説明をした。
- (3) 書面の作成趣旨は、募集人の提案や説明が不適切であったことを認めるものではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本契約を無効とするような事実や、損害賠償を認めるような募集人の過失等は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 本契約のパンフレットには、「年金」「確定年金」という言葉も見られ、確定拠出年金と本契約を混同してしまうこともあり得ることから、募集人において、もう少し明確に本契約が確定拠出年金ではない旨を説明したうえで本契約の提案をしていれば、本件申立を回避することができた可能性は否定できない。